

医政発 1 2 2 6 第 11 号  
老 発 1 2 2 6 第 1 号  
保 発 1 2 2 6 第 1 号  
平成 28 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を  
改正する件について

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「総合確保方針」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項や、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 1 項に規定する基本方針及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 116 条第 1 項に規定する基本指針の基本となるべき事項等について定めることとされている。

今般、医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）並びに介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「介護保険事業（支援）計画」という。）が同時に開始する平成 30 年度を見据え、総合確保方針に新たに盛り込むべき事項について、医療介護総合確保促進会議において議論した結果を踏まえ、本日、別添 1 のように地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 431 号。以下「改正告示」という。）を告示したので、通知する。

貴職におかれては改正告示の趣旨を御了知いただくとともに、貴管内市区町村へ周知願いたい。

また、平成 29 年度の医療計画及び介護保険事業（支援）計画の同時策定に向けて、検討体制の整備や内容の検討等につき、御対応いただきたい。